

桃源郷運動公園再整備及び運営事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、紀の川市が桃源郷運動公園再整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を DBO 方式（設計・建設・管理運営の一括発注方式）により行うにあたり、事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に、桃源郷運動公園再整備及び運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業者選定基準の作成に関すること。
- (2) 応募書類等の審査及び評価に関すること。
- (3) 最優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、任命する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 紀の川市副市長 1人
- (3) 紀の川市教育長 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本事業における基本協定を締結するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は、非公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部生涯スポーツ課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月11日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。